

令和4年第3回美祢市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年 3月 16日(水) 午後2時

2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室

3 出席農業委員 議長 山本 正二

1番 井上 建夫	2番 井町 哲	3番 村上 浩一
4番 縄田 善博	5番 倉増 知	6番 安部 好恵
7番 俵 薫	8番 中嶋 誠	9番 石田 健治郎
10番 萬代 泰生	11番 伊藤 美和子	12番 前田 耕次
13番 伊藤 新司	14番 中野 修	15番 馬屋原 眞一
16番 岸 英法	17番 武藤 康志	18番 安富 法明
19番 山本 正二		

4 出席推進委員 村中 清美 野上 武史 山縣 正明
山田 孝治

5 欠席農業委員

6 欠席推進委員

7 事務局 事務局長 吉村 昌展 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今より令和 4 年第 3 回総会を開会いたします。本日の出席委員 19 名中、全員出席でございます。よって定数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。それでは、美祢市農業委員会規則第 16 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。ありがとうございます。それでは指名をいたします。1 番 井上委員、2 番 井町委員よろしく願いいたします。先月よりいろいろ私の方に要望が参っております。この要望につきましては先月来たもんにつきましては、先月の県の常設で県の方に要請をしております。回答については今月の常設で回答が出るもんだと思います。これまで聞いたのはではありませんけど、中野委員から出ましたお米の 2, 000 円値下げの問題につきましては、県の方で、どうにかこの部分をできないもんかという質問をいたしましたら、これは今、県の農業会議の会長であります林県議が私もその方の予算の関係に興味を持っていますんで、県議会で予算が確定をしたらどのようにそれらの部分についてやるかということについては、回答をするということでございます。多分県議会終了していると思いますので何らかの形での回答は出て来ると思っております。また来月の総会の中で回答については、ご報告しようと思っております。それとまた新たに他の件でこのような問題があるんだけれどってゆうことで、私の方に来ております。それにつきましてはこれを言われた委員の方から最後にその他の方の中で、皆さんの方に報告をしていただきます。ちょっと長くなりましたけれど議事の方に入って行きたいと思っております。それでは、議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>譲渡人より空家を購入し、併せて農地も譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 5 号の下限面積要件は後程説明いたします。報告第 1 号により空家に附随する農地の別段の面積の要件を満たしております。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号～第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。地元の委員より何か補足説明等ございましたらお願いいたします。

山縣推進委員	大嶺の推進委員の山縣です。今の1番についてですが、ここは建て売り中か分譲地で、その時に分譲地のプラス畑がついてますよという名目で分譲したので、ここに6件ぐらいあります。各家には必ずこの畑が付いているとゆうような感じで、分譲したので畑がついてますとゆうことです。別段問題はないと思います。よろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かございましたらお願いいたします。
石田委員	現地調査はなかったんですか。
議長	これは新規取得でございますので、現地調査はありません。他にございませんか。ないようでございましたら採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 それでは、続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	6件朗読。 1件目。申請者は市内に居住する音楽家の個人です。申請地は、●●●●●から南西へ3.3kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地付近にある飲食店を引き継ぐにあたり、飲食店の駐車スペースがないため駐車場5台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号の該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 2件目～6件目。申請者は福岡市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は、番号2、●●●●●から西へ1.8km、番号3、●●●●●から東に840m、番号4～6、●●●●●から南東に1kmの位置にあるいずれも都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号の該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でござい

議長	<p>ます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
馬屋原委員	<p>1 5 番の馬屋原です。3月7日に岸委員と私それから会長それから事務局1人で現地調査にあたりました。まず第1番ですけれども、●●●●●、●●方面に●●●●●の手前に●●●●●という●●●●●の地域ですけれども、そこに●●●●●って喫茶店があるんですけども、その入口に資料2にありますような所に、駐車場を作るということで、申請がありまして見てまいりました。水路も排水路もしっかりしてますし、別段そこに駐車場を作っても他に迷惑を掛かることは一切りませんし、何も問題ないなというふうに思って帰りました。</p> <p>2番～6番まで太陽光ですけれども、まず2番はこれ●●●●●って言いますか、昔の●●の横の●●●の横のところに買う土地ですけれども、資料3を見てもらったらわかりますけれども、もう既にその周りは太陽光がぼちぼち出来ておりますので、おそらくあの一帯がぜんぶ太陽光になるんだろうとゆうふうに思っておりますけれども、そこに一番川べりの田になります。そこに出来ても何ら問題はないゆうふうな状況でございます。</p> <p>3番ですが、これは●●●●●ですけれども、●●●●●の●●●●●だったと思いますけれども、駐車場の隣にこの現地がございます。その土地も二町っていいですか、一町で見れましたけれども、一応田は2, 400㎡ですかありますけれども、そのくらいの面積ですけれどもそこに太陽光をされるとゆうことで、これも水の横でございますので水路はしっかりありますので、特段他の人に迷惑を掛かるとゆうことはありませんしまた、隣も作っておられる他の方からですね、水が回ってくるようなシステムになっておりますので、何ら問題ないとゆうふうに思っております。</p> <p>それからその現場から4番、5番、6番は200m、300m範囲内に全部あります。●●の住宅の周りなんですけれども地図を見てもらったらわかると思いますが、5番、6番、7番の資料を見てもらったら住宅を中心に挟んだかっこうで周りがある、これも今からこうゆうような形でですね太陽光になるんだろう的に思いますけれども、一応どの案件につきましても特段問題になるようなことはないとうふうに思ってみてまいりました。一応行った委員としましてはどれも問題ないとゆうふうに思っております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
野上推進委員	<p>はい。野上でございます。補足説明は全くございません。馬屋原委員さんのおっしゃいましたように何ら問題ないのではないかと</p>

山田推進委員	1 番 2 番問題ないように思いました。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	伊佐地区の山田です。3 番～6 番まで太陽光とゆうことですが、馬屋原委員の言われてたように別に言われませんので審議の程よろしく願いします。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと私の方から1 番じゃないんですが、3 番～6 番までの農地ですけど、これはお父さんときには、お爺ちゃんです。お婆ちゃんといらっしゃる時には、私が実は田植えとか稲刈りとかやってた農地なんです。それでお爺ちゃんとお婆ちゃんだけでは草刈り等出来ないんで、広島からですね娘さんの旦那さんが帰って来られて、あの頃まだ子供さん小学生になったかならないか子供さん連れて帰られて、田んぼへ稲刈りの時には手伝いをし途中で帰りに草刈りをしておられたんですが、どうゆうふうな病気かよくわからないんですが、急に病気でお婿さんの方が倒れましてそれから出来なくなった。この●●さんってゆうのはその娘さんの嫁ぎ先の名字でございますが、それでもですね今も綺麗に管理はされてはいるんですけど、さすがにあれからでしたらもう10何年、20年近く経っていると思いますんで、お歳もめされたであろうし、いろんな面で●●と美祢では距離もありますから管理が大変になって、このような形で処分されたんだとゆうふうに思っております。余計なことかもわかりませんが補足をおきます。よろしく願いいたします。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。
安富委員	この6 ページの図面を見てこの住宅の中あるいは住宅ですね、特に5, 6, 7 住宅の方から苦情が出るってことはないんですか。
議長	まず無いんじゃないかなと思います。市営住宅の方につきましては、結構、隙間空いてます。田んぼと市営住宅との間が市営住宅の方が隙間を空けているんで、こちらが裏になるんです。市営住宅の5 番の方側が市営住宅の裏側になりまして、反対側は影響はないように思います。いいですね、馬屋原さん。他にございませつか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。議案第2 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。 それでは、続きまして議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 1件目。畑地造成事前報告書を令和元年5月16日付けで受理しており、その後2度期間延長の承認しておりますが、公共工事の残土数量が予定より少なかったため、令和5年3月31日まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は30%とのことです。 2件目。畑地造成事前報告書を令和元年4月16日付けで受理しており、その後2度期間延長の承認をしておりますが、造成用の土不足のため、令和5年3月31日まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は80%とのことです。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明それとか現状について何らかわることがありましたら、発言をお願いしたいんですが、御山。
伊藤美和子委員	はい。村岡さんの畑地造成。今日もこの畑の所を行って見たんですけども、だいぶ土がこうちゃんとした高い所に盛られてるなと思いましたが、これまだ3割なんですね。まだだいぶ長いのでかなりありましたけども、3割ほどはとてもきれいに重なっていました。
議長	はい、ありがとうございます。2番、大石。本人ですね。
井上委員	今年の5月頃には完了する予定であります。
議長	はい、ありがとうございます。すみません。委員の皆さんより何かご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。はい。それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から南に1.5kmの位置にある農用地区域内農地です。事業拡大により資材置場及び駐車場が手狭となったため、資材置場と駐車場9台分を設置するための除外申請です。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から南東に1.3kmの位置にある農用地区域内農地です。孫が帰省するため実家付近へ一般住宅1棟を設置するための除外申請です。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
岸委員	<p>岸でございます。先程、現地調査したメンバーは馬屋原さんからご紹介ありましたんで、まずそこは省きます。1番目の●●●●●の所ですが、当日はですね村上委員が所用で欠席でしたけれども、あと先程のメンバーの他に農振除外ですから、市の農林課職員が立ち会っております。場所的にはですね、この地図見にくいんです、上の方にちょこっとなんか申請地が載っているだけで、場所的にはですね●●●●●●●●●●のですね、●●●●●●●●●●を下りて左に入りですね、直ぐまた●●の交差点を右折して、●●●●●●●●●●の途中●●●●●、●●●●●●●●●●があるんですけどもその公会堂を過ぎて直ぐ近くの場所でございます。今回あたってまず対象農地でございますが、すでに上から一つ目二つ目については、すでに耕作放棄をされておりになっております。一番大きい所が一部耕作されておりますが、除外申請後はですね、先程事務局が説明があったように、駐車場等転用を行うとすでに隣接地はですね●●●●●の施設、駐車場になっておりまして、周りの環境からみて農振除外しても何ら影響はないとこのように思っております。</p> <p>続けて2番目でございます。15ページ、16ページそれから17ページでございます。場所はですね●●●●●●●●●●からの●●●●●の交差点を●●●●●●●●●●に入って御●●方面に走ります。途中ですね●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●のある所なんですけどそこを過ぎて、●●●●●の橋を渡る手前、●●●●●●●●●●を直進して行きます。●●●●●●●●●●の前を通過してですね、直ぐ近くの所に対象の畑がございます。畑は県道からちょっと上に上がった所で、すでに高台の中にあってもう何もない、周りもですね直ぐ側が山になっておりますんで、ここに新たに一般住宅を建てられても周りの農業振興に影響を与えるような所ではない。このように</p>

	判断しております。農振除外よろしくお願いします。以上2点についてよろしくご審議をお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
村上委員	村上です。よろしくお願いします。現地調査する時ちょっと私用で欠席しましたのですが、今の岸委員さんの説明のとおり問題はないと思います。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。2番。
村中推進委員	推進委員の村中です。先程、岸委員からご説明された通りで何ら問題はございませんので、ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして、原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長の方へ送付いたします。それでは、続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	今回全体で1, 106筆ございます。利用権設定面積が新規と再設定等合計しまして1, 774, 701㎡でございます。貸し手が389名、受け手が168名でございます。内訳は4ページ目以降にあります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは只今の説明がありました集積計画につきまして、地元委員の方からこれはちょっととか、

	<p>ここはどうなっているのかゆう質問ございましたらお願いいたします。あの多い方はすごく多いと思います。もし何かあるよう でございましたらまた、後でもよろしゅうございますので言っていただけたらと思います。問題があれば次回でもその問題につ いて審議したいと思いますがよろしゅうございますかね（「はい」の声）はい。それで良ければ今回の決定につきまして集積計画につ きまして、採決をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。議案第5号につきまして原案の通り決定 することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。それとこの場を借りまして集積計画 の活動については皆さん大変ご苦勞掛けたと思います。こんなにたくさんの物をやって頂きまして誠にありがとうございます。お 礼を申し上げます。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第6 報告第1号 空き家に附随する農地の指定についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明を お願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>この度空家バンクに登録された空き家に附随する農地を2筆について申請がありました。場所は●●●●●●●●●●、先程の農地第 3条の場所と同じ場所になります。この農地につきましては、14ページ、15ページ第4条の適用条件を満たしておりますので 13ページの通り公示することを報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。これは一番最初にやりました第3条の規程による許可申請の案件に附随する案件でございます。報 告事項でございますが皆様より何かご意見等ございましたらお願いいたします。別にないようでございますたら報告第1号を終了 させていただきます。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。終了いたします。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第7 報告第2号 公共工事に伴う転用の届出について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお 願ひいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。●●●●●改修工事のため、工事用道路として令和4年3月31日までの一時転用です。</p>

議長	<p>2件目。令和3年度●●●●緊急予防治山工事のため、工事用道路として令和5年3月31日までの一時転用です。以上報告いたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。報告事項のため発言等ございませんでしたら終わらしていただきますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは特に発言ないようでございますので、以上で報告第2号を終わらしていただきます。</p> <p>それでは議事順位第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読なら説明をお願いいたします</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。新たに利用権の設定をされるため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>2件目。耕作管理が困難となったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。1件目につきましては、もうこっちの耕作者決まっているようでございますけれど、2件目につきましてこれ●●でございますが、担当委員さんだれになりますかね。俵委員、それと推進委員さんは鮎川さん、ご両名ちょっと相談されて、ちょっと新しい耕作者が見つかるようでしたら耕作者の方をみつけていただけますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
俵委員	<p>この土地は例の●●地区でございます。●●地区ちょっと希望的、観察的な話がありましてちょっと今の段階では、言うことは出来ません。また来月か5月にならないと話が出来ないかなということです。</p>
議長	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。●●地区のことについてご存じない方もいらっしゃると思いますが、地域でもう作れない所は作らないと税金もいらないと税金が高くなっていいとゆうことで、集団で辞められた地域でございます。もう伝えておきます。県の方へも何度か、こうゆう所が出ているんだけれど、どうしたらいいのかってゆうふうに行っておりますけれど、県の方も何度も返事が出来ないようで困った、困ったってゆうよりは、今後の集落の中での営農問題について農地の管理問題については、こうゆう所がどんどん出てくるのではないかとゆうふうになっております。余談も入りましたけど以上でございます。特</p>

事務局	<p>に他に何かご意見ございましたらお願いいたします。特にないようでございましたら終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。特に発言はないようでございますので、報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第9 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p> <p>5件朗読。</p> <p>農事組合法人 ●●●●●、農事組合法人 ●●、農事組合法人 ●●、農事組合法人 ●●●●●、農事組合法人 ●●●●● ●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。ないようでございましたら、終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。報告第4号を終わらせていただきます。議事はこれで終了いたします。</p> <p>その他の方に移りたいと思います。続きまして今月も農業相談日の予約はございませんでしたので、農業相談日の報告はございません。それでは、事務局の方より農作業賃金、農作業標準賃金の決定をいたしましたので、それについて事務局の方より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>令和4年農作業標準賃金協定協議会の件でございます。本日配布しております。令和4年農作業標準賃金表をご覧ください。これにつきましては、令和4年2月22日に開催しました。令和4年農作業標準賃金協定協議会で令和4年の賃金を決定したところがあります。今回の変更点は3ヶ所ございまして、まず1点目、中段あたりの管理の農薬、肥料散布の摘要欄で、ホース持ちは受託者の後に航空防除を除くと追加しております。2点目になりますが、同じく管理の草刈り、草刈り機の摘要欄のところ、令和3年度においては1時間あたり休憩15分組むとしておりましたが、令和4年度からは燃料、機械代は受託者に変更しております。3点目になりますが、収穫時のところで色彩選別を新たに追加しております。これは山口県内では設定されたところはありませんが、1kgあたり10円、出来高重量数としております。それからその下の農地賃借料情報になりますけれども、ちょっとこれは令和2年度の単価になりまして、この紙の裏面の方に令和3年の賃借料情報の内容を掲載しております。この令和4年農作業標準賃金表については、美祢市の広報、げんきみねの4月号で掲載することとしております。以上でございます。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。審議部の皆さんご苦労さんでございました。ありがとうございます。このように4月1日の広報の方に掲載をする予定にしております。よろしくお願いいたします。それとですね。協議会の中で燃料代が、今いろんな情勢の中ですごく高騰しておるとゆうことで、これどうにかならないのかとゆう意見もございました。たしかにそれからもまだ上がっておるようでございます。私たちとしては今最初の挨拶の中でもふれたように、米代が2,000円も下がって来ているとゆうふうないろんな農家の諸事情も含めて、受託者が被るのもちょっとどうかと思うんですけど、やはり現時点では上げるべきではないとゆうふうに考えて、私も参加しましてけれどこのような形で据え置きとゆうふうな形で処理をしました。後はあくまで標準賃金でございますので、受託者と受託者、そうほうで協議をされてちょっと経営がしんどい、ちょっと大変なんでどうかならないかとゆうへんについては、ご相談をして料金については決定していただけたらゆうふうに思っております。中野委員も私も美祢の受託者協議会のメンバーでございますけれど、もう私たちの任期も5年くらい、消費税が8%~10%になった時には、消費税分程は上げさせてもらいましたけれども、かなり長い間もう据え置きのままでやっております。その辺もご了承いただきたいなとゆうふうに思っております。よろしくお願いいたします。他にないようございましたら、はい。</p> <p>事務局より今後の日程について、それとまだ何かあればやってください。</p>
事務局	<p>私からちょっと1点ございまして、今後の日程からになりますけれども、令和4年4月の日程についてご覧ください。総会は4月15日、金曜日、午後2時から美祢市民会館2階大会議室で行います。それから農業相談は、4月12日、火曜日、9時から行います。当番委員、美祢地区、中野委員さん、美東地区、伊藤美和子委員さん、秋芳地区、安富委員さんよろしくお願いいたします。それから現地調査は、4月7日、木曜日、9時から当番委員は中野委員さん、伊藤新司委員さんよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他に委員の皆さんから何かございせんか。なければ終わりたいと思います。</p> <p>号令</p>

午後15時20分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和4年3月16日

議長

署名委員

署名委員

